

赤穂市地域防災計画－改定の概要－（案）

1. 改定の趣旨

- 現行（令和2年3月改定）の赤穂市地域防災計画は、近年の激甚災害に指定された全国各地の大規模災害を踏まえた教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえた改定により、現在の計画となった。
- 令和2年3月の改定後も全国各地において激甚災害に指定された風水害の発生、令和4年3月の福島県や令和5年5月の石川県における地震、さらに令和6年1月の能登半島地震など大規模な災害が発生し、国では防災関係法令の改正、防災基本計画の修正等、新たな対策が行われている。
- 兵庫県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）においても随時修正が行われており、近年の大規模災害による教訓による修正等を行い、兵庫県水防計画（以下「県水防計画」という。）も見直されている。
- 今回の赤穂市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）の改定は、このような背景を踏まえるとともに、市の防災事業や組織との整合、経年変化を踏まえ、最新の内容とするために行った。

2. 改定の方針

前項の改定の趣旨を踏まえ、本市においても主として大規模災害対策の充実・強化を図るため、市防災計画の改定の方針を以下のように設定した。

赤穂市地域防災計画（現行計画：令和2年3月改定）

<国・県・市の動向>

○国の主な動向

- ・激甚災害の指定を受けた大規模災害による教訓、課題
- ・災害対策基本法の改正、その他防災関連法令の改正
- ・防災基本計画、その他防災に関する指針・ガイドライン・手引きの策定・修正 等

○兵庫県の動向

- ・兵庫県災害時受援計画（令和3年11月）
- ・兵庫県地域防災計画（令和6年11月）
- ・兵庫県水防計画（令和7年度） 等

○赤穂市の動向

- ・赤穂市国土強靱化地域計画（令和3年3月）
- ・2030 赤穂市総合計画（令和3年3月）
- ・赤穂市職員防災行動初動マニュアル（令和6年8月）
- ・赤穂市業務継続計画（令和7年3月）
- ・赤穂市水防計画（令和7年度）
- ・赤穂市の組織機構改編、社会情勢の変化及び防災対策等の変更 等

赤穂市地域防災計画 – 改定の方針 –

方針1 上位計画、防災関係法令等の反映

- ・災害対策基本法、災害救助法、水防法、土砂災害防止法、防災基本計画、防災に関する指針・ガイドライン等との整合
- ・兵庫県地域防災計画との整合

方針2 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正

- ・避難所の生活環境向上、物資輸送体制、応援・受援体制、多様な主体と連携した支援等の修正

方針3 市の災害組織体制等の変更に伴う修正

- ・災害対策本部組織と最新の市組織との整合、事務分掌の見直し

方針4 市の防災関連事業・計画、経年変化、関係機関の意見への対応

- ・赤穂市の防災関連計画等の修正等との整合
- ・庁内各課・防災関係機関・防災会議委員・パブリックコメント意見の反映

3. 計画の構成

市防災計画の目次構成は現行計画を基本とし、県防災計画の項目表現を踏まえて詳細な見出しや構成等については県防災計画との整合を図った。これにより、重複記載の削減とともに、県防災計画との一貫性を確保した。

赤穂市地域防災計画の構成	
第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	風水害応急対策計画
第4編	地震災害応急対策計画
第5編	大規模事故災害応急対策計画
第6編	災害復旧計画
第7編	災害復興計画
第8編	南海トラフ地震防災対策推進計画
	資料集
	様式集

4. 改定のポイント

方針1 上位計画、防災関係法令等の反映に関する事項

(1) 災害対策基本法及び施行令の改正への対応

- 1 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
- 2 緊急通行車両の事前確認

(2) 国の防災基本計画の修正への対応

【令和2年5月修正～令和7年7月修正】

- 令和元年の東日本台風に係る検証を踏まえた修正
 - ・災害リスクと取るべき行動の理解促進
 - ・河川・気象情報の提供の充実
 - ・災害廃棄物処理体制の整備
- 房総半島台風に係る検証を踏まえた修正
 - ・長期停電・通信障害への対応強化
 - ・被災者への物資支援の充実
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
 - ・避難所における感染症対策
 - ・避難所開設・運営訓練の実施
 - ・パーティション等の備蓄の促進
 - ・コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
 - ・被災自治体への応援職員等の感染症対策
- 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正
 - ・盛土による災害の防止に向けた対応
 - ・安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
 - ・適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
- 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
 - ・新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・水害対策の強化
 - ・避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・被災者支援の充実
 - ・保健医療福祉支援の体制・連携の強化
 - ・官民連携や人材育成の推進
 - ・消防防災力の充実強化
 - ・インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
 - ・被災地における学びの確保
 - ・防災DXの加速

○関連する法令の改正等を踏まえた修正

○その他施策の進展等を踏まえた修正

(3) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更への対応

○南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（令和7年7月）に基づく修正

(4) 兵庫県地域防災計画の修正への対応

○最新版（令和6年11月）の県防災計画に基づく修正

(5) 林野火災の予防及び消火活動についての修正

○赤穂市消防計画、防災基本計画第15編林野火災対策編等に基づき、空中消火を含む林野火災対策について修正

方針2 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正

○避難所の生活環境向上、物資輸送体制、応援・受援体制、多様な主体と連携した支援等について、防災基本計画、県防災計画に基づく修正

方針3 市の災害組織体制等の変更に伴う修正

○市の災害組織体制及び災害対策本部事務分掌等の見直し及び整合

方針4 市の防災関連事業等、経年変化、関係機関の意見への対応

○修正した市の防災関連計画等との整合

○計画の実施主体（担当班・課、防災関係機関等）の見直し

○庁内各課・防災関係機関・防災会議委員・パブリックコメント意見を踏まえた見直し

5. 主な修正内容

【第1編 総則】

章・節	頁	修正点
第1章 目的		
■赤穂市地域防災計画改定の経緯	1-1	●表に「令和7年」欄を追加し、改定内容及び改定背景を記載した。
第2節 計画の性格 1 防災基本計画	1-6	●内閣府資料に基づき、令和2年から令和7年までの修正内容を追加した。
第2節 計画の性格 3 赤穂市総合計画	1-6	●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「2030 赤穂市総合計画（2021年度～2030年度）では、 <u>将来像「自然と歴史に生まれ 笑顔と希望あふれる活力のあるまち」の実現に向けた柱のひとつである「誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり」を推進するため、防災インフラの整備促進や強靱な市街地の整備促進、治山・治水事業の推進、地域防災力の向上及び防災体制の充実に取り組むこととしている。」</u>
第2章 防災関係機関の事務又は業務の大綱		
第1節 赤穂市 第2節 兵庫県 第3節 指定地方行政機関・自衛隊 第4節 指定公共機関・指定地方公共機関	1-7～13	●県計画、庁内意見、防災会議委員等意見を踏まえて、記載内容を修正した。
第3章 赤穂市の概況		
第1節 地形 1 河川	1-15	●「■市内主要河川」の表において、防災会議委員等意見を踏まえて、流路延長等の数値の修正を行った。
第3節 気象	1-17	●「■気象観測」の表において、市統計書に基づき、気温及び降雨量の時点修正を行った。
第4節 社会条件	1-18～19	●市統計書等に基づき、各データの時点修正を行った。
第4章 災害の危険性と被害の特徴		
第1節 既往災害とその被害 3 大規模事故災害（風水害、地震以外の大規模な事故等）	1-23	●「(3) 山陽自動車道トンネル内事故」において、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 「 <u>また、令和5年9月5日、赤穂市高野の山陽自動車道尼子山トンネル内の西行き車線において、1時3分頃、大型車両16台、中型車両3台、普通車両1台、軽四車両3台の計23台が関係する車両火災が発生。なお、この火災による死傷者はなかったが、全面通行止めとなり、復旧までに101日と10時間を要した。</u> 」
第2節 災害の危険性 1 風水害	1-24	●「(2) 台風」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「 <u>台風は、1991年～2020年の平均で年に約25個発生し、このうち約3個が近畿地方に接近している。</u> 」

章・節	頁	修正点
第2節 災害の危険性 3 大規模事故災害（風水害、地震以外の大規模な事故等）	1-25	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「さらに、<u>市内全域</u>にかけ、<u>山林地区も非常に多く</u>、<u>瀬戸内海気候に属し空気が非常に乾燥しやすく、過去の災害を見ても、ひとたび火災が発生すれば大火になる可能性があり、民家に被害が及ぶ危険性もある。</u> また<u>近年</u>、<u>輸送物資が多様化していること</u>、<u>放射性物質取扱事業所があること等から</u>、<u>放射性同位元素等の輸送中の衝突事故、火災事故、落下事故等により遮蔽性能及び密封性能が劣化するような事象を想定しておく必要がある。</u>」
第5章 被害想定		
第1節 風水害 2 高潮災害	1-30	<ul style="list-style-type: none"> ●防災会議委員等意見を踏まえて、以下のように修正した。 「兵庫県では、第二室戸台風時の条件において、<u>堤防等の破壊</u>を想定し、その浸水の範囲や深さについて表示した高潮浸水想定区域図を作成している。 本市域については、<u>古池港、赤穂港、御崎港、坂越港、福浦漁港、坂越漁港</u>での高潮浸水想定区域が示されており、これら地域で高潮被害を受けることを想定する。」
第2節 地震災害 2 海溝型地震	1-33	<ul style="list-style-type: none"> ●地震調査研究推進本部事務局の「南海トラフの地震活動の長期評価」を一部改訂を踏まえて、以下のように修正した。 「南海トラフ地震は、静岡県の駿河湾から九州東方沖の日向灘までの地域並びにその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震であり、今後30年以内の発生確率が <u>60～90%程度以上</u>となっている。」

【第2編 災害予防計画】

章・節	頁	修正点
第2章 地域防災基盤の整備		
第1節 都市の防災構造の強化 2 都市計画施設の整備	2-5~6	●「(1) 道路の整備」の表「 ■都市計画道路の整備 」、 「(3) 公園・緑地の整備」の表「 ■都市公園等の現況 」において、市統計書、庁内意見を踏まえて、時点修正を行った。
第1節 都市の防災構造の強化 2 都市計画施設の整備	2-7	●「(4) 上水道の整備」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「水道施設の耐震性・耐水化を強化し、発災に伴う被害を最小限にとどめ、給水の確保を図るため、 <u>水道システムの整備補強を行う。</u> 」 ア <u>浄水施設・・・浄水場及び水源地の更新にあわせた敷地の嵩上げや防水設備の整備</u> イ <u>配水施設・・・老朽配水管の更新とあわせた耐震化緊急遮断弁の設置</u> ウ <u>応急給水用資器材の整備</u>
第1節 都市の防災構造の強化 2 都市計画施設の整備	2-7	●「(5) 下水道の整備」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「下水道施設の耐震性・耐水性を向上させるため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）に基づき、下水道システム全体の安全性を高める。」 ア <u>ポンプ場、処理場・・・適切な工法による耐震性・耐水性の向上</u> イ <u>既設管路施設・・・老朽管の取替え又は管更生による耐震化</u> <u>マンホールとの接続部の耐震化</u> <u>マンホールの浮上防止対策、マンホール蓋等の飛散防止対策</u>
第1節 都市の防災構造の強化 3 <u>土地区画整理事業</u>	2-7	●3を追加し、赤穂市都市計画マスタープランを踏まえて、以下を記載した。 「本市では、 <u>第一地区をはじめ、現在まで市街化区域の約33%を占める13地区で土地区画整理事業が計画され、整備済又は整備中となっている。</u> 」
第1節 都市の防災構造の強化 4 <u>防災再開発促進区域（密集住宅市街地）の整備</u>	2-8	●表「 ■防災再開発促進地区における住環境整備事業 」において、庁内意見を踏まえて、時点修正を行った。
第1節 都市の防災構造の強化 6 <u>地籍調査の実施</u>	2-9	●6を追加し、市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を記載した。 「津波や地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、 <u>現地復元可能な土地境界情報を整備することや、緊急輸送道路ネットワーク等の事業進捗を図るため、地籍調査事業の推進を図る。</u> 」
第1節 都市の防災構造の強化 7 <u>防災基盤・施設の整備</u>	2-9	●7を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 「 <u>防災基盤整備事業の計画的執行に努めるとともに、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。</u> 」

章・節	頁	修正点
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	2-10	●県資料、防災会議委員意見を踏まえて、表「 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 」の記載内容を修正した。
第3節 建築物等の耐震性の確保	2-11	●前文において、県計画、市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 「このほか、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、赤穂市空家等の適正管理に関する条例に基づき、危険空家の所有者等に対し、改善に向けた指導等を行うとともに、危険空家の除却費に対する助成制度等により、危険空家の除却を推進する。」
第3節 建築物等の耐震性の確保 1 公共建築物等災害予防対策	2-11	●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 ② 公共住宅は、 <u>市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した外壁の改修等を行い、安全な住環境を確保する。</u>
第3節 建築物等の耐震性の確保 2 一般建築物等災害予防対策	2-13	●「(2)耐震改修支援」の「② 耐震改修促進事業(赤穂市事業)」において、庁内意見を踏まえて、補助額等の時点修正を行った。
第4節 水害の防止施設等の整備 3 港湾、漁港、海岸施設	2-17	●「(1)現況」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「 <u>激甚化する災害に対応するため、海岸防災対策として、津波・高潮対策や老朽化対策の必要性が高まっている。</u> 」
第4節 水害の防止施設等の整備 3 港湾、漁港、海岸施設	2-17	●「(2)整備計画」において、防災会議委員意見、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「また、兵庫県が公表した高潮による浸水想定区域図により、ハザードマップの作成、配布等により関係市民への危険箇所等の周知に努める。」 ① 兵庫県(土木部)所管事業分 *表内追加箇所記載 <u>津波・高潮対策</u> <u>激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、近年の台風等を考慮して防潮堤等の必要高さを見直したうえで、10年間で取り組むべき緊急かつ重要な箇所を選定し、計画的・重点的に高潮対策を推進する。</u>
第4節 水害の防止施設等の整備 5 ため池	2-19	●「(1)現況」において、防災会議委員意見を踏まえて、以下のように修正した。 「これらのため池に対して、健全度評価が「健全」「要監視」のため池については5年ごとの定期点検、「要監視」「要早期改修」については2～3年ごとの巡回点検を実施し、不具合があれば詳細調査を行う等対策を講じている。また、下流に人家や公共施設がある等、緊急度の高いものから逐次改修を行っている。」
第4節 水害の防止施設等の整備 5 ため池	2-19	●「(2)整備計画」において、庁内意見、市総合計画、市国土強靱化地域計画、防災会議委員意見を踏まえて、以下のように修正した。 「兵庫県が策定した「 <u>兵庫県ため池防災工事等推進計画</u> 」に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。 なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設

章・節	頁	修正点
		<p>等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供する。</p> <p><u>また、ため池管理者による日常管理を徹底するため、ため池管理者講習会を毎年1回開催し、適切な日常管理を推進する。このほか、決壊すると下流へ大きな被害を及ぼす防災重点農業用ため池の周知を行うとともに、要監視ため池（機能の低下したため池）については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促進する。」</u></p>
<p>第4節 水害の防止施設等の整備 5 ため池</p>	2-19	<p>●「(2) 整備計画」の「①ため池管理」において、防災会議委員意見を踏まえて、以下のように修正した。 『「地震後の農業用ため池緊急点検要領（令和5年4月6日改正、構造改善局建設部防災課長通知）」また、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領（令和5年4月6日改正、農村振興局整備部防災課長通知）」に基づき、ため池管理者と連携して点検等を行う。』</p>
<p>第4節 水害の防止施設等の整備 6 避難確保計画（河川浸水想定区域内、高潮浸水想定区域内）</p>	2-20	<p>●6の前文において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「本市は、河川浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。」 ※以下、関連箇所を同様に修正</p>
<p>第5節 地盤災害の防止施設等の整備</p>	2-21	<p>●節の前文において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、兵庫県は、「土砂災害警戒情報」を補足するより詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」をフェニックス防災システムや県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビ等の伝達媒体を用いて本市及び市民に提供する。また、「地域別土砂災害危険度」に比べ、より局所的に危険度を予測できる「箇所別土砂災害危険度」についても、フェニックス防災システムを通じて情報提供すべく、システム整備を進めている。」</p>
<p>第5節 地盤災害の防止施設等の整備 1 土砂災害警戒区域等の対策</p>	2-22	<p>●「(3) 土砂災害警戒区域等の警戒パトロールと点検及び砂防対策事業の推進」において、庁内意見を踏まえて、「■土砂災害警戒区域数」の表の時点修正を行った。</p>
<p>第5節 地盤災害の防止施設等の整備 2 山地災害危険地区の対策</p>	2-23	<p>●「(1) 現況」において、庁内意見を踏まえて、表「■山地災害危険地区数」の時点修正を行った。</p>
<p>第5節 地盤災害の防止施設等の整備 3 災害危険区域</p>	2-25	<p>●「(2) 整備計画」の「② 災害危険住宅の除却又は移転」において、市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、災害危険区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況並びにがけ地近接等危険住宅移転事業の周知を図るとともに、移転希望者の支援を行う。」</p>
<p>第5節 地盤災害の防止</p>	2-25	<p>●「(2) 物資供給・救助活動への備え」において、県</p>

章・節	頁	修正点
施設等の整備 4 中山間地等における 防災対策		計画を踏まえて、以下のように修正した。 「また、ヘリコプター離着陸適地やホイスト可能な箇所（田畑、農・林道等）をヘリコプターの大小も考慮して選定・確保を図るほか、 <u>救援物資の緊急輸送が可能となるよう、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備（フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など）のほか、無人航空機やバイク、船舶等地域の实情に応じた機動力の確保を図る。</u> 」
第5節 地盤災害の防止 施設等の整備 4 中山間地等における 防災対策	2-26	●「 <u>(7) 防災パトロールの実施</u> 」を追加し、市総合計画、県資料を踏まえて、以下を記載した。 「 <u>兵庫県が6月に実施する「豊かなむらを災害から守る月間」等の機会を通じて、警察、消防、地元自治会等関係者と連携して、防災パトロールを実施する等、危険地域の点検・確認を行うとともに、地域住民に対する防災指導を行う。</u> 」
第5節 地盤災害の防止 施設等の整備 5 地盤の液状化	2-27	●【CGハザードマップの内容】において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/ ・ <u>防災学習アーカイブス、リアルタイム情報、ハザードマップの3本立て</u> ・ <u>防災学習アーカイブスは、これまでに県内で起きた自然災害の記録や防災に役立つ情報から学ぶ（年代や災害の種類等で調べることができる。）</u> ・ <u>リアルタイム情報は、天気や川の様子、鉄道の運行状況などの「いま」を確認（川の防災情報で、河川の水位が確認できる。）</u> ・ <u>ハザードマップは、大雨や津波などの時に、どこに、どのくらいの危険があるかを地図で確認（土砂災害警戒区域等や浸水想定区域などがわかる。）</u>
第5節 地盤災害の防止 施設等の整備 6 宅地造成等の対策	2-28	●6を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 <u>兵庫県は、宅地造成等に伴う災害が生じるおそれのある地域を宅地造成等工事規制区域に、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じるおそれのある地域を特定盛土等規制区域に指定する。</u> <u>本市は、兵庫県と連携し、造成された宅地について、必要に応じ、赤穂警察署・消防本部等の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど、必要な措置を行う。</u> ① <u>防災措置についての文書による指導</u> ② <u>宅地所有者等関係者の聴聞、勧告</u> ③ <u>法令に基づく工事の停止、土地の使用禁止及び必要措置の命令</u> ④ <u>法令に基づく改善命令</u> <u>また、兵庫県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所の選定に活用するとともに、マップの周知により、市民の防災意識の向上を図る。</u>
第5節 地盤災害の防止	2-28	●7を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。

章・節	頁	修正点
施設等の整備 <u>7 山の管理の徹底</u>		<p><u>兵庫県と連携し、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</u></p> <p><u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u></p>
第6節 交通関係施設の整備 1 緊急輸送道路ネットワークの整備	2-29	<p>●<u>県計画を踏まえて、以下を追加した。</u></p> <p><u>「また、日頃から整備・点検に努め、災害発生時に万一被災した場合には、迅速な復旧が可能となるよう、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図るとともに、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保を図る。」</u></p> <p>●<u>庁内意見を踏まえて、「■市域に係る兵庫県指定緊急輸送道路」の表の時点修正を行った。</u></p>
第6節 交通関係施設の整備 3 道路	2-30～31	<p>●<u>3の前文において、市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下のように修正した。</u></p> <p><u>「特に、緊急輸送道路に指定された路線については、沿道建築物の耐震化について、県と連携して実態把握を行い、耐震改修等への助成制度の創設等、耐震化を促進する取組について検討を行う等、重点的に防災対策の強化を図る。」</u></p>
第6節 交通関係施設の整備 3 道路	2-31	<p>●<u>「(1) 危険箇所調査・整備」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</u></p> <p><u>「また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。」</u></p>
第6節 交通関係施設の整備 3 道路	2-31～32	<p>●<u>「(4) 道路啓開計画の策定」を追加し、防災基本計画を踏まえて、以下を記載した。</u></p> <p><u>自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会等の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u></p> <p><u>また、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。</u></p>
第7節 ライフライン施設の整備	2-34	<p>●<u>節の前文に、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</u></p> <p><u>本市は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u></p>
第7節 ライフライン施設の整備 1 上水道施設	2-34	<p>●<u>「(1) 現況」において、庁内意見を踏まえて、表「■上水道普及状況」「■水源施設整備状況」の時点修正を行った。</u></p>

章・節	頁	修正点
第7節 ライフライン施設の整備 1 上水道施設	2-34～35	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 整備計画」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「災害時においても水道水の供給を継続し、迅速な復旧ができるよう、上水道施設の整備を促進する。また、施設の整備に際しては、耐震化・耐水化も併せて行う。」</u> ① 災害に強い施設の構築と老朽施設の更新 <u>地震等による断水・減水をできるだけ少なくするため、「赤穂市水道ビジョン」に基づき、施設の改築・更新（耐震化・耐水化）を計画的に行う。</u> ② 水道施設の保守点検 <u>水道施設について、定期的な点検を行い、適切な維持管理を実施する。</u> ③ 断水対策 <u>配水地の耐震化や緊急遮断弁の設置、リダンダンシー（冗長性）による補完機能の強化による被害区域の限定化を推進する。</u> ④ 台帳の適切な更新 <u>緊急時において、速やかな対応がとれるよう日頃から台帳のデータ更新を行うとともに、定期的なデータのバックアップを図る。</u> ⑦ 教育訓練 <u>災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から、職員に対する教育訓練を実施する。</u>
第7節 ライフライン施設の整備 2 生活排水処理施設	2-35～36	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(1) 現況」において、庁内意見を踏まえて、表「■生活排水普及状況」「■下水道等施設整備状況」の時点修正を行った。
第7節 ライフライン施設の整備 2 生活排水処理施設	2-37	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 整備計画」において、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 ③ 台帳の適切な更新 <u>緊急時において、速やかな対応がとれるよう日頃から台帳のデータ更新を行うとともに、定期的なバックアップを図る。</u>
第7節 ライフライン施設の整備 4 電気通信施設（電話）	2-40	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(1) <u>NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ及びNTTドコモビジネス株式会社の取組み</u>」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 ④ 安定的な電気通信に向けた連携強化 <u>倒木等により電気通信網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めるものとする。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。</u>

章・節	頁	修正点
第3章 防災施設の整備		
第1節 防災センター、消防本部（署）の整備充実 2 諸設備	2-44	●「通信」の項目において、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 「 <u>NET119、Live119 映像通報システム</u> 」
第2節 情報通信機器・施設の整備充実 5 <u>赤穂市防災情報ネットの普及促進</u>	2-45	●市総合計画を踏まえて、以下のように修正した。 「本市は、「 <u>ひょうご防災ネット</u> 」と連携した「 <u>赤穂市防災情報ネット</u> 」の普及促進を図る。」
第2節 情報通信機器・施設の整備充実 6 <u>災害時非常通信体制の充実強化</u>	2-46	●県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「 <u>災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。</u> さらに、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と、防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備を推進する。 なお、兵庫県は、 <u>近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、衛星通信等を活用した非常通信体制の整備・ネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実・訓練等による実効性の確保を図る。</u> 」
第3節 防災拠点の整備 4 避難所機能の整備	2-48～49	●「（1）避難所機能としての体制整備」において、防災基本計画、市避難所運営マニュアルを踏まえて、以下を追加した。 「さらに、 <u>指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材、避難生活支援リーダー、サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u> なお、本市は、自治会・自主防災組織等を通して、 <u>次のような取組を行う。</u> 」 ア <u>複数のリーダー育成（女性や若者の登録にも留意）</u> イ <u>非常時の役割分担（班編成等。性別や年代にとらわれず、能力や適性に依拠して配置）</u> ウ <u>避難所運営マニュアルの更新</u> エ <u>施設管理者（指定管理施設は指定管理者）との協議</u> オ <u>避難所開設・運営の訓練</u> カ <u>避難の心得、避難所運営ルール等の周知</u>
第3節 防災拠点の整備 4 避難所機能の整備	2-49	●「（2）避難所機能としての施設整備」において、県計画、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「指定避難所に指定する施設には、 <u>サイレンのほか、ファクシミリやパソコン等の情報通信機器、UPS（無停電電源装置）の整備を推進する。</u> （一部省略） <u>このほか、特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> 」

章・節	頁	修正点
第3節 防災拠点の整備 4 避難所機能の整備	2-49	<p>さらに、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。」</p> <p>●「(4) 福祉避難所の指定」において、県計画、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 <u>「さらに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ円滑に避難することができるよう努める。」</u></p>
第3節 防災拠点の整備 4 避難所機能の整備	2-49～50	<p>●県計画、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>(6) 感染症に対応した適切な避難対策</u> <u>県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気など感染症に留意した避難所運営対策を確立するとともに、避難所運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映させていく。</u> <u>なお、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、県と避難の確保に向けた検討・調整を行っておく。</u> <u>(7) 自動車利用対策</u> <u>自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u> <u>(8) 在宅避難者の支援</u> <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置する。</u></p>
第4章 消防予防対策の推進		
第2節 火災予防対策の実施 4 林野火災の予防	2-55	<p>●「(2) 出火防止対策」において、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「林野火災の出火原因の大部分が不用意な火の取扱いという人為的なものであることから、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知、出火防止に関する啓蒙宣伝の強化を図るとともに、火災多発期における広報及び巡視の徹底を図る。</u> <u>また、林野火災の未然防止と被害の軽減に向けて、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板など防火思想の普及に努める。」</u></p>

章・節	頁	修正点
第2節 火災予防対策の実施 4 林野火災の予防	2-55	<ul style="list-style-type: none"> ●「(3) 消防戦術及び装備の近代化」において、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「林野火災による被害の軽減を図るため、消防戦術の研究、<u>自然水利の利用や消防水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化等、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。</u></u> <u>また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進する。」</u>
第2節 火災予防対策の実施 4 林野火災の予防	2-56	<ul style="list-style-type: none"> ●消防計画、防災基本計画、消防庁の飛び火資料を踏まえて、以下を追加した。 <u>(4) 林野火災警防計画の作成</u> <u>大規模な林野火災への対応を図るため、応援要請、燃料補給、ヘリコプター要請等、総合的な林野火災警防計画を作成する。</u> <u>(5) 関係機関との連携強化</u> <u>消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。</u> <u>(6) 林野火災に対する警戒の強化</u> <u>火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うとともに、許可した火入れの情報等を消防機関と共有する。</u> <u>さらに、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、地域の住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。</u> <u>(7) 林野火災対策への備え</u> <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や強風により広範囲な飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。</u> <u>このため、市及び消防機関は、平時より指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えに努める。</u>
第5節 文化財等の火災予防 1 文化財等の保護対策	2-59	<ul style="list-style-type: none"> ●③において、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、指定文化財所有者に対して、防犯カメラ設置費用の補助を行い、文化財の防犯・防災を図る。」</u>

章・節	頁	修正点
第5章 平常時における防災マネジメントの充実		
第1節 組織体制の整備 6 情報収集伝達体制の強化	2-63	<p>●県計画、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「<u>また、避難指示等を行う際に、国や兵庫県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u> <u>このほか、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約するよう努める。」</u></p>
第1節 組織体制の整備 7 市業務継続計画の策定・運用	2-64	<p>●市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 ⑤ <u>災害時の優先業務を最大限に迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。</u></p>
第1節 組織体制の整備 8 復興事前準備の実施	2-64	<p>●8を追加し、防災基本計画を踏まえて、以下を記載した。 <u>被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。</u></p>
第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立 3 兵庫県等と赤穂市との協力体制の強化	2-65	<p>●県計画を踏まえて、以下を追加した。 「このほか、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>応急対策職員派遣制度</u>」や「<u>復旧・復興支援技術職員派遣制度</u>」の災害時における活用について、兵庫県と調整しておく。」</p>
第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立 4 広域避難のための体制の整備	2-65	<p>●市内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「また、<u>原子力災害時における綾部市からの広域避難者など、他市町等からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。」</u></p>
第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立 5 関係団体、業界等との連携強化	2-66	<p>●市内意見を踏まえて、協定締結関係機関等と内容について、時点修正を行った。</p>
第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立 8 応援・受援体制の強化	2-68～69	<p>●赤穂市災害時受援計画、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「本市は、関西広域連合が作成した「<u>関西広域応援・受援実施要綱</u>」や県が作成した「<u>災害時応援受け入れガイドライン</u>」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルの策定に努めており、<u>現在、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう「赤穂市災害時受援計画」を策定している。</u>よって、<u>大規模災害時には当該計画に基づき、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</u>また、<u>受援体制として、応援要請や受入れ等の受援業務は、全体調整を災害対策本部の本部要員（受援本部班を設置）が行うことになるが、応援を受け入れる</u></p>

章・節	頁	修正点
		<p><u>部・班等において、主体的に実施するとともに、応援を円滑に受け入れるため、応援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を受け入れる各班に、応援を担当する組織及び担当者を配置することから、担当部局は発災時に円滑な対応が図られるよう平常時より確認しておく。このほか、県と連携し、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟等に努める。</u></p> <p><u>なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や、車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。」</u></p>
第6章 平常時における防災対策の充実		
第1節 災害ボランティア制度の確立 1 ボランティア活動の意義	2-71	●防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「なお、国は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めており、本市は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。」</u>
第1節 災害ボランティア制度の確立 7 ボランティア活動への支援	2-73	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「このほか、兵庫県と連携し、ボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努める。」</u>
第2節 災害医療体制の整備	2-74	●節の前文において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「このほか、市及び医療機関は、県広域防災センターの「がれき救助訓練施設」を活用し、レスキューや医療チームの育成、強化に努める。」</u>
第2節 災害医療体制の整備 1 初期医療体制の整備	2-74	●市内意見を踏まえて、災害拠点病院として、「 <u>赤穂中央病院</u> 」を追加した。
第2節 災害医療体制の整備 3 医薬品等の確保	2-75	●「(1) 医薬品等確保体制の確立」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 ④ <u>発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に特に留意する。</u>
第2節 災害医療体制の整備 3 医薬品等の確保	2-75	●市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>(3) 非常用電源等の確保</u> <u>災害時に非常用電源設備(非常用発電機、医療用無停電電源装置、直流電源装置)の機能が確保されるよう、適切な維持管理と燃料の備蓄を行う。</u>

章・節	頁	修正点
第3節 備蓄体制の整備 1 物資の備蓄	2-76	<p>●1の前文において、県計画、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>「物資の備蓄については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、3日間から1週間分程度の食料及び物資を各家庭で準備することを基本とし、<u>市民に啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。</u></p> <p>本市は、上記を踏まえて、最低限必要とされる食料・生活物資等の品目、必要数量について整備目標を定め、備蓄品の整備を行う。</p> <p><u>なお、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム(B-PLo)を活用し情報共有を図るよう努め、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-PLo)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。さらに、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p><u>これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表する。」</u></p>
第3節 備蓄体制の整備 1 物資の備蓄	2-76	<p>●「(1) 備蓄品について」において、防災基本計画、市国土強靱化地域計画、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>「また、要配慮者、<u>女性や乳幼児等の多様なニーズに配慮し、粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む)、紙おむつ、生理用品等についても備蓄する。</u></p> <p><u>さらに、感染症対策としてマスクや消毒液等、衛生面から簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。」</u></p>
第3節 備蓄体制の整備 1 物資の備蓄	2-77	<p>●「(5) 搬送等」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。</p> <p><u>搬送に当たっては、緊急輸送路のほか、海上交通、空路交通を活用できる体制構築に努める。</u></p> <p><u>また、輸送協定を締結している団体に対して、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p>
第3節 備蓄体制の整備 2 給水体制の整備	2-77～78	<p>●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>① 給水拠点の整備 ア <u>配水地の更新(耐震化)</u></p> <p>② 供給体制等の整備 イ <u>応急給水用資機材の備蓄</u> ウ <u>応急給水情報に関する広報体制の整備</u></p> <p>⑥ <u>応急給水データベースの整備</u></p>

章・節	頁	修正点
		給水車や応急給水用資機材等の保有状況、支援可能人員等の応急給水に必要な情報をデータベースとして整備する。
第4節 防疫・保健衛生計画の確立 1 防疫予防体制	2-80	●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 ② 本市は、「災害時の保健活動ガイドライン」を策定する。
第4節 防疫・保健衛生計画の確立 4 こころのケアの充実	2-80	●「(2) 赤穂市」において、市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下のように修正した。 イ 赤穂健康福祉事務所、赤穂市医師会と連携し、災害時のメンタルヘルスケアに対応できる要員の確保に努めるとともに、こころのケアチーム等の円滑な受入体制を整備する。
第6節 ごみ及び災害廃棄物処理対策 2 災害廃棄物処理の対応	2-82	●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 <u>(1) 災害廃棄物処理計画</u> 既存の処理施設のみでは対応が困難な災害廃棄物を迅速に処理するため、仮置場の確保や仮置場での災害廃棄物の処理方法等について示した災害廃棄物処理計画を必要に応じ見直すとともに、平常時から仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。 なお、災害廃棄物処理計画の見直しにおいては、次の事項について検討する。 ① 発生量、処理に必要な機材、人員等の推定 ② 仮置場と処分場の確保 ③ 処分場への搬出 ④ 運搬時の交通渋滞対策 <u>(2) 災害廃棄物の分別</u> 災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物の分別については、兵庫県災害廃棄物処理計画に基づき、①可燃物、②不燃物、③混合廃棄物、④その他の廃棄物（廃家電、廃自動車、有害物、危険物等）、⑤土砂等の5種類分別を基本として、災害の種類や規模に応じ対応を図る。
第6節 ごみ及び災害廃棄物処理対策 3 搬送体制の整備	2-82	●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「ごみ及び災害廃棄物の搬送については、本市のみにおいての対応が困難な場合があることから、収集運搬業務協定に基づいた廃棄物処理業者との連携体制とともに、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定に基づき、市町間で相互応援を行う体制を整備する。」
第6節 ごみ及び災害廃棄物処理対策 4 災害廃棄物に関する情報等の周知	2-83	●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) や大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。」
第8節 重要施設の防災対策	2-85	●第8節を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 「本市は、兵庫県と連携して、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。」

章・節	頁	修正点
		<p><u>重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。また、作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。</u></p> <p><u>重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めるものとする。」</u></p>
第7章 防災意識の啓発及び防災知識の普及		
第1節 防災に関する学習等の充実 1 赤穂市職員に対する防災教育	2-88	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(3) その他の研修、講習会」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「このほか、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。」</u>
第1節 防災に関する学習等の充実 2 市民に対する防災知識の普及	2-90～91	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(1) 一般的な普及」の「②周知内容」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 H 平常時の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）</u> ・ <u>避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性</u> ・ <u>避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）</u> ・ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> i <u>津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</u> j 災害発生時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討</u> ・ <u>避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底</u> ・ <u>生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）</u>
第1節 防災に関する学習等の充実 3 学校における防災教育	2-92	<ul style="list-style-type: none"> ● 3の前文において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「このほか、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用し、国（文部科学省）の職員、教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。」</u>

章・節	頁	修正点
第1節 防災に関する学習等の充実 3 学校における防災教育	2-92	<ul style="list-style-type: none"> ●「(2) 特別活動における防災教育」の「①学級活動・ホームルーム活動」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 ア 助け合いやボランティア精神等「共助」の心を育むよう指導するとともに、人間としての在り方や生き方を考えさせる<u>防災教育を推進する。</u> イ 地域の災害の特性や歴史等を踏まえた地域学習素材の開発・活用等を行うなど、「<u>総合的な学習の時間</u>」等での効果的な指導を展開する。 ウ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、<u>研修会を通じた実践的指導力の向上を図る。</u>
第1節 防災に関する学習等の充実 3 学校における防災教育	2-93	<ul style="list-style-type: none"> ●「(5) こころのケアの充実」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 ② 研修会等を通して教職員のカウンセリング・マインドの向上（心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケア）を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施する。
第1節 防災に関する学習等の充実 5 災害リスクの周知	2-93	<ul style="list-style-type: none"> ●市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 「このほか、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地についても、その存在を市民に周知し、<u>市民等の防災意識の向上に努める。</u>」
第2節 防災訓練の実施	2-94	<ul style="list-style-type: none"> ●節の前文において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「なお、防災訓練の実施に当たっては、避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意し、帰宅困難者の想定、被災時の男女のニーズの違い等の多様な視点に十分配慮するとともに、<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い、感染症対策にも十分配慮し、避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。</u>」
第8章 防災環境の整備		
第1節 自主防災体制の整備 1 市民等の自主防災組織	2-99	<ul style="list-style-type: none"> ●1の前文において、市総合計画、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「このため、本市は、日頃から市民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、<u>個別避難計画の作成支援、訓練、広報、指導助言等を行い、自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備等を促進するために必要な補助並びにリーダーの育成を推進する。</u>」
第1節 自主防災体制の整備 1 市民等の自主防災組織	2-99～ 100	<ul style="list-style-type: none"> ●「(2) 自主防災組織の活動内容」において、県計画を踏まえて、以下を修正・追加した。 (平常時) キ <u>防災関係機関・隣接の自主防災組織・自治会等地域団体等との連絡</u> ク <u>地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）</u> ケ <u>地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認</u> コ <u>地域における情報収集・伝達体制の確認</u> サ <u>避難地・医療救護施設の確認</u>

章・節	頁	修正点
		(発災時) ウ 負傷者等の救出、救護の実施及び協力 キ 地域住民の安否確認 ク 近隣地域への協力
第1節 自主防災体制の整備 4 地区防災計画の策定等	2-101～102	<ul style="list-style-type: none"> ● 県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。」</u> ● 市資料、庁内意見を踏まえて、以下を記載した。 <u>現在は次表に示す2地区において地区防災計画が定められている。</u> (表は省略)
第2節 消防団の充実・強化	2-103	<ul style="list-style-type: none"> ● 節の前文に、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団は、その中核的な役割を果たす。」</u>
第3節 要配慮者支援対策の充実 1 要配慮者支援対策	2-105	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 障がい者、難病患者等支援対策」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者等が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。」</u>
第3節 要配慮者支援対策の充実 2 在宅者支援対策	2-106	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 避難行動要支援者名簿の共有」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「本市は、避難支援等の実施に必要な限度において、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。」</u>
第3節 要配慮者支援対策の充実 2 在宅者支援対策	2-106	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(3) 地域的支援体制の整備」において、市総合計画、市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、避難行動要支援者における避難の個別支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が、避難支援者と連携を図り、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。」</u>

章・節	頁	修正点
第3節 要配慮者支援対策の充実 2 在宅者支援対策	2-106～ 107	<ul style="list-style-type: none"> ●「(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 <u>「防災担当部局や福祉担当部局など関係部局が連携し、福祉専門職、赤穂市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違いなど地域特性等に留意する。」</u> <u>なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、市庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。」</u> <u>このほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。」</u> <u>さらに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。」</u> <u>また、自主防災組織等は、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。」</u>
第3節 要配慮者支援対策の充実 2 在宅者支援対策	2-107～ 108	<ul style="list-style-type: none"> ●「(6) 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「なお、障がい者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。」</u> <u>このほか、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障がい者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。」</u>
第3節 要配慮者支援対策の充実 3 関連施設対策	2-108	<ul style="list-style-type: none"> ●「(2) 社会福祉施設等に対する指導」の「① 防災設備等の整備」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「このほか、車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備や、光・音声等による視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備等の整備に努める。」</u>

章・節	頁	修正点
第3節 要配慮者支援対策の充実 3 関連施設対策	2-109	<ul style="list-style-type: none"> ●「(2) 社会福祉施設等に対する指導」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 ⑤ <u>事業継続計画（BCP）の策定促進</u> 社会福祉施設等に対し、<u>事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取組みを進めるよう、啓発に努める。</u>
第6節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 2 普及啓発	2-115	<ul style="list-style-type: none"> ●①において、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 「さらに、<u>徒歩帰宅ルートや沿道の災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる帰宅困難者NAVIの周知に努める。</u>」
第9章 その他災害予防対策の推進		
第1節 津波災害予防対策 1 東日本大震災を踏まえた対策の実施	2-117	<ul style="list-style-type: none"> ●防災基本計画、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 本市は、上記シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、<u>南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進める。</u> <u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、兵庫県や市等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</u>
第1節 津波災害予防対策 5 水門等の管理体制	2-118	<ul style="list-style-type: none"> ●市国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 ④ <u>津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。</u>
第1節 津波災害予防対策 7 沿岸地域の避難体制の確保	2-118～119	<ul style="list-style-type: none"> ●「(2) 観光地等利用者の避難誘導」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等と、<u>津波発生時における避難誘導についての協議・調整に取組み、円滑な情報伝達及び避難誘導の手段を定めておく。</u> <u>また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。</u>
第1節 津波災害予防対策 8 啓発活動等の実施	2-119	<ul style="list-style-type: none"> ●県計画を踏まえて、以下を追加した。 (4) <u>デジタル技術の活用</u> <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</u>
第2節 危険物施設等の保安対策の実施 3 火薬類の保安対策の実施	2-124	<ul style="list-style-type: none"> ●「(1) 施設の保全及び耐震性の強化」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「消防本部（署）は、<u>火薬類施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転又は技術上の基準に従い火薬類を製造又は貯蔵することを命ずる。</u>」

章・節	頁	修正点
第4節 雑踏事故の予防	2-132	<p>●「<u>4 主催者等への周知</u>」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。</p> <p><u>市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。</u></p> <p>① <u>行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署及び消防本部並びに医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと。</u></p> <p>② <u>事故が発生した場合には、迅速に管轄の警察署及び消防本部並びに地区医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること。</u></p>

【第3編 風水害応急対策計画】

章・節	頁	修正点
第2章 発災時における防災マネジメントの充実		
第1節 組織の設置	3-3~10	<ul style="list-style-type: none"> ●各本部の設置場所を「市役所本庁舎3階 303 会議室」に統一した。 ●現在の庁内体制との整合を行った。 ●各部の班名称を明確な区分となるように変更した。 ●関係機関において現在の名称に修正した。
第3節 情報の種類、発表基準等 1 気象注意報・気象警報等の種類、基準及び地域細分	3-15	<ul style="list-style-type: none"> ●「(2) 特別警報」の「■特別警報の発表基準」において、気象庁の発表資料との整合を行った。
第3節 情報の種類、発表基準等 2 気象情報	3-16	<ul style="list-style-type: none"> ●2の前文において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「また、<u>線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から発表するほか、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階の警戒レベルに分けて、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けて防災情報を提供する。</u> このほか、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、<u>浸水キキクル、洪水キキクル、流域雨量指数、土砂キキクルの予測値</u>を提供する。」
第3節 情報の種類、発表基準等 2 気象情報	3-16~18	<ul style="list-style-type: none"> ●県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>(1) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、流域雨量指数の予測値</u> <u>神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)及び流域雨量指数の予測値を提供する。</u> (表は省略) <u>(2) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> <u>神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)を提供する。</u> (表は省略)
第3節 情報の種類、発表基準等 3 火災警報	3-18	<ul style="list-style-type: none"> ●県計画、防災会議委員等意見を踏まえて、以下のように修正した。 神戸地方気象台は、気象状況が「<u>乾燥注意報</u>」又は「<u>強風注意報</u>」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行う。<u>ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。</u> ① <u>乾燥注意報基準</u> 実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。 ② <u>強風注意報基準</u> 陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s

章・節	頁	修正点
		<p>以上の風が吹く見込みのとき。 市長は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令することができる。</p>
<p>第6節 被害情報の収集及び報告 1 兵庫県、赤穂市、警察間の情報活動の緊密化</p>	3-25	<p>●①において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、被害情報は、新総合防災情報システム（SOB-O-WE B）を活用し、関係省庁等と共有する。」 ●県計画、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 ⑨ 必要に応じて、航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間で共有する。</p>
<p>第6節 被害情報の収集及び報告 2 赤穂市災害対策本部における災害情報の収集・伝達</p>	3-27	<p>●「(3) 画像情報の収集」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「本市は、原則として、火災・災害等が発生したときは、兵庫県が設置するヘリコプターテレビ電送システム等、又は消防本部が整備しているドローン及びLive119映像通報システム等を活用して、画像情報の収集に努める。」</p>
<p>第6節 被害情報の収集及び報告 3 兵庫県への災害情報の伝達系統</p>	3-29	<p>●「(4) 報告系統」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、本市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。」</p>
<p>第6節 被害情報の収集及び報告 3 兵庫県への災害情報の伝達系統</p>	3-33	<p>●「(5) 報告の種類」の「③ 被害状況即報」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「本市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。」</p>
<p>第6節 被害情報の収集及び報告 4 被災者支援のための情報の収集・活用</p>	3-37	<p>●「(4) 安否不明者等の氏名等の公表」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 「兵庫県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。 本市は、県が公表する安否不明者等の氏名等について、速やかに県に情報提供するよう努める。」</p>
<p>第7節 防災関係機関の応援等 3 他市町からの応援要請</p>	3-39	<p>●防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。 (3) 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣 本市は、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣する。</p>

章・節	頁	修正点
第7節 防災関係機関の 応援等 5 自衛隊に対する災害 派遣要請	3-41～42	<ul style="list-style-type: none"> ●「(4) 自衛隊の自主派遣」の②において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、<u>市長から災害に関する通知、赤穂警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。</u> ウ <u>海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。</u>
第7節 防災関係機関の 応援等 8 応援隊等の受入体制	3-42～43	<ul style="list-style-type: none"> ●「(3) 受援体制」を追加し、赤穂市災害時受援計画を踏まえて、以下を記載した。 <u>大規模災害の発生により、人的又は物的資源が不足する等、市災害対策本部長が必要と認めた場合において、赤穂市災害時受援計画に基づき、応援要請など受援体制を整える行動を開始する。</u> ① <u>受援本部班</u> <u>受援本部班内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括係」を設置する。</u> <u>受援統括係は、行政機関・自衛隊等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。</u> ② <u>応援の受入部</u> <u>応援を受け入れる各部内に「部統括係」と「受援係」を設置し、受援係に指揮命令者及び受援担当者を置く。</u> ③ <u>受援体制の概要</u> <u>受援体制の概要は次図のとおりである。</u> <u>なお、本市における応援隊の派遣を要請した場合の受入体制等の詳細は「赤穂市災害時受援計画」による。</u> <u>(図は省略)</u>
第3章 発災時における防災対策の充実		
第1節 ボランティア制度の活用 1 民間団体等の協力体制の確立	3-46	<ul style="list-style-type: none"> ●県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「なお、兵庫県から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。」</u>
第1節 ボランティア制度の活用 8 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項	3-49	<ul style="list-style-type: none"> ●県計画を踏まえて、以下を追加した。 ⑨ <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。</u>
第3節 消火活動の実施 1 出火防止、初期消火	3-55	<ul style="list-style-type: none"> ●「(1) 消防活動の基本方針」の①において、消防庁「飛び火警戒要領の見直し等について(通知)」を踏まえて、以下を追加した。 <u>「特に強風下では飛び火による広範囲の延焼が発生する可能性があるため留意する。」</u>

章・節	頁	修正点
第3節 消火活動の実施 3 消防活動	3-58～59	<p>●消防計画、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 <u>また、林野火災においては、消防機関は次のような消防活動に努める。</u></p> <p>① <u>現場到着時において延焼範囲が比較的少ない場合は、出動隊は必要資機材を携行し、出火点を包囲するように、各担当方面からたたき消し消火、又は交通水利便なときは注水消火を合わせて敢行する。</u></p> <p>② <u>現場到着時において相当延焼が拡大し、大火の危険がある場合は、各隊は所定の順路に従い、防ぎよ担当方面に向かい、火点を包囲する態勢で出動し、地形・樹木の種類・火勢・気象・延焼状況を考察し防ぎよする。</u></p> <p>③ <u>無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</u></p> <p>④ <u>急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。</u></p> <p>⑤ <u>消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u></p> <p>⑥ <u>活動終期にあつては、空中からの熱源探査及び地上での警戒並びに残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。</u></p> <p>なお、本市は、林野火災における対応として、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うためのヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。</p>
第6節 救急医療活動の実施 1 災害時救急医療体制	3-63	<p>●県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>⑤ <u>本市は、必要に応じて、兵庫県に対し、兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の応援派遣要請を依頼する。</u></p>
第7節 避難対策の実施 1 避難指示等の発令・伝達	3-69	<p>●「■5段階の警戒レベルによる防災情報区分」において、県計画、避難情報等の判断伝達マニュアルを踏まえて、記載内容全体を更新した。 （表は省略）</p>
第7節 避難対策の実施 2 避難指示等	3-73	<p>●「（3）避難指示等の発令の判断基準」の「① 避難指示等発令の判断のための情報」の「エ その他周辺状況」において、避難情報等の判断伝達マニュアルを踏まえて、以下を追加した。</p> <p><u>特別警報の取扱い</u></p> <p>（1）大雨特別警報（浸水害）：雨量を基準とするもの</p> <p>① <u>大雨特別警報発表時には、すでに避難情報等の判断及び発令を行っていることを前提とする。</u></p> <p>② <u>大雨特別警報発表時には、避難情報等の対象地区の範囲が十分であるかなど、すでに実施済みの措置</u></p>

章・節	頁	修正点
		<p><u>の内容を再度確認する。</u></p> <p>③ <u>避難情報等の判断に際し、大雨特別警報の発表を待たない。</u></p> <p>(2) <u>台風等を要因とする大雨、暴風特別警報</u></p> <p>① <u>伊勢湾台風クラス(中心気圧 930hPa 以下等)の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの</u></p> <p>② <u>特定の河川を対象とした警報ではないため、その時点で河川の水位の雨量が避難情報等の判断基準に達していない場合が多い。</u></p> <p>③ <u>各河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するようにする。</u></p>
<p>第7節 避難対策の実施 2 避難指示等</p>	<p>3-74~81</p>	<p>●「(3) 避難指示等の発令の判断基準」の「② 避難指示等発令の判断基準」の「■避難指示等発令の判断基準」において、避難情報等の判断伝達マニュアルを踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>■<u>避難指示等発令の判断基準</u> 各基準等の詳細については、「<u>避難情報等の判断伝達マニュアル</u>」を参照のこと。</p> <p>【水害】※<u>浸水想定区域が示されている河川</u> (表は省略)</p> <p>【水害】※<u>浸水想定区域外の河川</u> (表は省略)</p> <p>【高潮】 (表は省略)</p> <p>【土砂災害】 避難指示等は、以下の基準に達した場合に発令する。</p> <p>■<u>土砂災害警戒情報</u> (表は省略)</p>
<p>第7節 避難対策の実施 3 避難方法</p>	<p>3-83</p>	<p>●3の前文において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「<u>特に林野火災においては、急激な延焼拡大により避難指示等が広範囲となる場合があることから、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分に配慮する。</u>」</p>
<p>第7節 避難対策の実施 3 避難方法</p>	<p>3-83</p>	<p>●「(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所」の前文において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「<u>市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</u>」</p> <p>●(1)の「② 土砂災害」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「<u>なお、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。また、地域住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</u>」</p>

章・節	頁	修正点
第7節 避難対策の実施 4 避難所の開設	3-85	<p>●4の前文において、避難所運営マニュアルを踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「本市は、原則として避難所を開設するときは、直ちに各施設に市職員2名以上（内1名は管理責任者として監督職以上を充てることが望ましい。）を派遣し、各避難所の管理・運営に当たらせる。大規模災害発生当初には、避難所に派遣する職員を確保できないケースがあるため、学校の教職員など施設管理者等の協力を得て初動対応を図る。」</p>
第7節 避難対策の実施 4 避難所の開設	3-86	<p>●「(3) 開設時の留意事項」の「② 開設」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>このほか、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。</p> <p>さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。」</p>
第7節 避難対策の実施 5 避難所の運営	3-87	<p>●5の前文において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「なお、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。</p> <p>また、必要に応じて、国が提供する災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等の登録・データベースを活用する。」</p>
第7節 避難対策の実施 5 避難所の運営	3-89	<p>●「(4) 運営上の留意事項」の「⑥ 男女双方等の多様な視点での配慮」において、県計画、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>「避難所の管理運営に関しては、男女別の更衣室、トイレや授乳所の確保等、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮する。また、こどもや若者の居場所の確保にも努める。」</p> <p>〔女性のニーズ例〕</p> <p>女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</p> <p>〔性的マイノリティのニーズ例〕</p>

章・節	頁	修正点
		<p><u>性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウトティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等</u></p>
<p>第7節 避難対策の実施 5 避難所の運営</p>	<p>3-89~90</p>	<p>●「(4) 運営上の留意事項」の「⑦ 保健対策、衛生的環境の配慮」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p><u>「医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。また、必要に応じて、県が設置するところのケアチーム(DPAT)の避難所等への訪問活動実施を県に要請する。」</u></p> <p><u>「避難者が生活するうえで必要となる(中略)必要に応じて、仮設トイレ等の設置、清掃・消毒活動の強化等を行うとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置にも努める。」</u></p> <p><u>「このほか、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めるとともに、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。」</u></p>
<p>第7節 避難対策の実施 5 避難所の運営</p>	<p>3-90</p>	<p>●「(4) 運営上の留意事項」の「⑨ 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p><u>「自宅のほか、テントや車等、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。」</u></p>
<p>第7節 避難対策の実施 5 避難所の運営</p>	<p>3-90</p>	<p>●「⑫ 宿泊施設、社会福祉施設等の活用」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。</p> <p><u>避難生活が長期化する場合は、県と連携・協力して、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。</u></p> <p><u>また、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、本市以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p>
<p>第7節 避難対策の実施 7 <u>広域避難・広域一時滞在の実施</u></p>	<p>3-91</p>	<p>●「(2) 兵庫県外における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>」の「① <u>広域避難又は広域一時滞在を行う必要がある場合</u>」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p><u>「なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、兵庫県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。」</u></p>
<p>第8節 食料の供給 3 品目</p>	<p>3-93</p>	<p>●県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>③ <u>粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u></p>

章・節	頁	修正点
第8節 食料の供給 4 主食の供給	3-94	<ul style="list-style-type: none"> ●「(1) 米穀の供給」の「③ 兵庫県への供給要請」において、防災会議委員等意見を踏まえて、以下のように修正した。 「<u>農林水産省農産局長への要請は、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的手続きについて（令和7年4月21日付7農産第384号農産局農産政策部貿易業務課長通知）」の「別紙2 災害救助用米穀の引き渡し要請書」による。</u>」
第8節 食料の供給 8 食料の調理、加工	3-96	<ul style="list-style-type: none"> ●県計画を踏まえて、以下を追加した。 ① <u>米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場の設置に努める。</u> ② <u>弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を“かめない”“飲み込みにくい”人に合わせて調理、加工できるように、小規模な調理のできる調理場の設置に努める。</u> ③ <u>育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された調乳場の設置に努める。</u>
第9節 飲料水の供給 3 水源及び給水量	3-97	<ul style="list-style-type: none"> ●「(1) 水源」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「<u>応急給水については、浄水場、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則とし、予備水源の量、水質等を把握した上で、迅速に対応する。</u>」
第9節 飲料水の供給 4 給水方法及び広報	3-98	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 ① <u>飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車及び仮設貯水槽、又は近傍の消火栓等により応急給水を行う。</u> ② <u>運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する場合は、その時間や場所について広報を行う。</u> ③ <u>病院などの救護施設及び指定避難場所へは、最優先で給水する。</u> ④ <u>断水状況に応じて可搬式浄水装置の活用を検討する。</u>
第9節 飲料水の供給 5 給水応援	3-98	<ul style="list-style-type: none"> ●①において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 ウ <u>運搬給水基地、応急給水拠点及び救急病院等重要施設の場所</u>
第10節 物資の調達 3 品目	3-100	<ul style="list-style-type: none"> ●県計画を踏まえて、以下を追加した。 (2) <u>衛生物資（避難所での感染予防のための物資）</u> <u>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など</u>

章・節	頁	修正点
第11節 住宅の確保 3 住宅の応急修理	3-104～ 105	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(1) 住宅の応急修理」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「災害により、住家が半壊（焼）もしくは、これに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレなど最小限に必要な部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。」</u> <u>「なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、兵庫県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。」</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊） ② 修理を必要とする戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
第11節 住宅の確保	3-106	<ul style="list-style-type: none"> ● 県計画を踏まえて、以下を追加した。 4 住宅等に流入した土石等障害物の除去 <u>住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。</u> <u>対応が困難なときは、兵庫県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 除去を必要とする住家戸数 ② 除去に必要な人員 ③ 除去に必要な期間 ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量 ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無 ⑥ その他参考となる事項 5 住宅相談窓口の設置 <u>住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。</u>
第12節 保健（防疫等） 対策の実施 1 実施体制	3-107	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(1) 赤穂市」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 ⑦ <u>感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、赤穂健康福祉事務所を經由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。</u> ⑧ <u>災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、赤穂健康福祉事務所を經由して県に提出する。</u>

章・節	頁	修正点
第12節 保健（防疫等） 対策の実施 4 健康相談等の実施	3-108	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(1) 巡回健康相談の実施」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 ② 県と連携して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、<u>医療機関（医療救護班）や兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</u>
第12節 保健（防疫等） 対策の実施 4 健康相談等の実施	3-109	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 巡回栄養相談の実施」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 ① <u>災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</u>
第12節 保健（防疫等） 対策の実施	3-109	<ul style="list-style-type: none"> ● 県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>5 応援派遣の要請</u> 本市は、必要に応じて、兵庫県に対し、<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）や兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム（DICT）、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等の派遣要請を行う。</u>
第13節 遺体の収容、処置 1 実施機関	3-110	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 ② 本市は、赤穂警察署等関係機関と連携し、<u>災害による犠牲者の遺体の収容、処置等一連の業務を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、本編 本章 第23節「災害救助法の実施」に基づき対応する。</u> ③ 兵庫県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、本市から要請があった場合、国等の協力を得て、<u>遺体の処置が速やかに実施できるよう支援する。</u>
第13節 遺体の収容、処置 2 実施の方法	3-110	<ul style="list-style-type: none"> ● 2の前文において、庁内意見を踏まえて、以下を追加した。 本市は、<u>遺体を発見した場合は、赤穂警察署と連携し、以下の対応を行う。</u> ① <u>警察署への連絡（遺体発見後、速やかに）</u> ② <u>警察署による遺体の検視等</u> ③ <u>市医師会等の協力を得た遺体の検案</u> ④ <u>遺体の収容・安置</u> ⑤ <u>遺体の火葬・埋葬</u> <u>災害救助法が適用された場合は、以下のとおりである。</u>
第14節 要配慮者支援 対策の実施 2 安否確認・救助・避難誘導	3-113	<ul style="list-style-type: none"> ● 県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、<u>地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体</u>を通じて居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見・救助・避難誘導に努める。」

章・節	頁	修正点
第14節 要配慮者支援 対策の実施 3 生活支援	3-114	<p>●「(3) 社会福祉施設等の対策」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「県の「災害時情報共有システム」を活用し、社会福祉施設等（高齢、障がい、児童関係施設）の被害状況調査を行うとともに、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。」</u></p>
第14節 要配慮者支援 対策の実施 3 生活支援	3-114	<p>●「(6) 避難所における配慮」の「② 食料、生活必需品の供給」において、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。」</u></p>
第14節 要配慮者支援 対策の実施 3 生活支援	3-115	<p>●「(9) 外国人への情報伝達」の「② 情報提供」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 兵庫県は、<u>ひょうご多文化共生相談総合センター</u>で外国人県民相談を行うことから、本市においても、<u>外国人市民相談窓口</u>を設置するよう努める。 なお、兵庫県は、ボランティアやNGO団体の協力を得ながら、外国人相談の実施、<u>「ひょうご防災ネット」を拡充した「ひょうごE（エマーゼンシー）ネット」及びスマートフォンアプリ</u>をはじめ、メディア（インターネット、FM放送、コミュニティFM等）を通じて多言語での情報提供を行う。</p>
第15節 ライフラインの 応急対策の実施 3 公衆通信施設（ <u>NTT西日本株式会社</u> 及び各事業者）	3-116	<p>●県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。」</u></p>
第15節 ライフラインの 応急対策の実施 4 上下水道施設	3-117～ 118	<p>●「(2) 上水道の応急復旧対策」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>① 基本方針 工 応援を受け入れた場合は、<u>応援水道事業者と連携を図り、応急復旧に当たる。</u></p> <p>② 配水管の応急処置 ア <u>応急復旧計画に基づき復旧資材の手配等の出動準備を行う。</u> イ <u>災害時協定等に基づき工事業者に</u>出動要請を行う。</p> <p>③ 浄水場・加圧所等の応急処置 ア <u>浄水場・加圧所等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替えるとともに、損傷個所の復旧作業を実施する。</u> イ <u>水道施設が浸水した際には、土のう等により浸水を阻止するとともに、破損個所の復旧作業を</u>実</p>

章・節	頁	修正点
		<p><u>施する。</u></p> <p>⑥ <u>災害時の広報</u> 水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、指揮本部本部総務班を經由して、広報車等による広報活動その他による広報を実施する。 また、広報の実施時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。</p>
<p>第15節 ライフラインの応急対策の実施 4 上下水道施設</p>	<p>3-118～ 119</p>	<p>●「(3) 下水道の応急復旧対策」において、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>① <u>基本方針</u> ア <u>下水処理場・ポンプ場の応急復旧及び管渠の応急復旧は並行して行う。</u> イ <u>把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧工程等を策定した応急復旧計画を策定する。</u> ウ <u>応援を受け入れた場合は、応援下水道事業体と連携を図り、応急復旧に当たる。</u></p> <p>② <u>管渠の応急処置</u> ア <u>管路の損傷等による路面等の障害を除去し、交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置を講じる。また、多量の塵芥等により、管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水樹等で流入防止等の応急措置を行い、排水機能の確保を図る。</u> イ <u>マンホール等からの溢水については、土のうで囲む措置や、可動式ポンプや仮配管を設置するなどし、近傍の異状がない下水道施設への排水を行う。また、被災状況によっては塩素等による消毒を行い、雨水管渠や排水路への放流を行う。</u> エ <u>工事施工中の箇所においては、工事請負人に対し、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じ、現場要員、資機材の補給を要請する。</u></p> <p>③ <u>下水処理場・ポンプ場等の応急処置</u> ア <u>下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期すとともに、損傷個所の復旧作業を実施する。</u></p> <p>④ <u>人員、車両及び資機材の確保</u> イ <u>下水道施設の応急復旧に当たっては、本市が備蓄する資機材及び車両により行う。なお、災害の規模によっては、民間企業、団体等との協定に基づき協力を要請し、さらに不足する場合の資機材等の調達は、災害時応援協定に基づき、兵庫県や県内市町に資機材等の提供や職員の派遣を要請する。</u></p> <p>⑤ <u>上下水道事業の調整</u> <u>上下水道の復旧に当たっては、相互の連絡、調整を図りながら復旧を進める。</u></p> <p>⑥ <u>記録及び報告</u> <u>応急復旧の写真撮影を行うとともに、復旧調書に</u></p>

章・節	頁	修正点
		<u>復旧内容等の所要事項を記載して、赤穂市災害対策本部等に提出する。</u>
第15節 ライフラインの 応急対策の実施 5 LPガス（プロパンガス）	3-119	●県計画を踏まえて、以下のように追加した。 「 <u>一般社団法人兵庫県LPガス協会は、災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに、同協会内に兵庫県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を実施する。</u> 」
第15節 ライフラインの 応急対策の実施 6 都市ガス（大阪ガス株式会社、 <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> ）	3-119	●県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「 <u>大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合には、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置し、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合には、兵庫事業本部内に対策本部を設置し、「社内規程」に基づき、応急対策を実施する。</u> 」
第17節 廃棄物対策の 実施 1 実施責任	3-121	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 「 <u>ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u> <u>このほか、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u> 」
第17節 廃棄物対策の 実施 9 県等への応援要請	3-124	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 「 <u>県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。</u> <u>さらに、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。</u> <u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u> <u>このほか、兵庫県に、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等の検討を要請する。</u> 」
第18節 交通・輸送対策の 実施 1 被災情報及び交通情報の収集	3-125	●防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「 <u>なお、陸路だけでなく、海路・空路を活用した道路啓開に向けて、関係機関と調整する。</u> 」

章・節	頁	修正点
第18節 交通・輸送対策の実施 2 交通応急対策	3-127	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 緊急輸送の確保(災害対策基本法に基づく応急対策)」の「③ 緊急通行車両の確認」の「ア 確認を行う機関」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、従前の緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して、兵庫県公安委員会は、兵庫県警察本部(交通規制課)、警察署又は検問所において、緊急通行車両及び規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付する。」</u> <u>なお、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出がなされている車両については、他に優先して手続を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。」</u>
第18節 交通・輸送対策の実施 6 兵庫県消防防災ヘリコプターの支援要請	3-134	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 支援要請手続」の「① 要請方法」において、県計画、庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「兵庫県に対するヘリコプターの支援要請は、市長(赤穂市災害対策本部長)又は消防長が兵庫県消防防災航空隊に対し手続を行い、事後速やかに所定の消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を兵庫県消防防災航空隊に提出する。」</u>
第20節 警備対策の実施 1 警察署の対応	3-139	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(4) 災害警備体制の発令に係る基準」において、県計画を踏まえて、表内「基準」欄の内容について修正した。 (表は省略)
第23節 災害救助法の実施 2 救助の種類	3-145	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の改正に伴い、救助の種類に以下を追加した。 <u>⑧ 福祉サービスの提供</u>

【第4編 地震災害応急対策計画】

※第3編 風水害応急対策計画との共通事項は除く

章・節	頁	修正点
第2章 発災時における防災マネジメントの充実		
第3節 情報の種類、発表基準等 1 地震に関する情報	4-16	●「(1) 地震に関する情報の種類」の「■地震に関する情報の種類」の表において、県計画を踏まえて修正した。 (表は省略)
第3節 情報の種類、発表基準等 1 地震に関する情報	4-17~18	●「(6) 緊急地震速報(警報)の実施及び実施基準等」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域(緊急地震速報で用いる区域：本市は「兵庫県南西部」)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。 ※緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。ただし、解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に間に合わない場合がある。
第3節 情報の種類、発表基準等 2 津波に関する情報	4-19~20	●「(2) 津波警報等と津波予報の発表」の「① 津波警報等の内容」の「■津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ」、「② 津波予報の内容」の「■津波予報と内容」の表において、県計画を踏まえて修正した。 (表は省略)
第4節 気象・地震・津波予警報等の伝達系統 3 市民等への周知徹底	4-23	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、海岸部においては、津波フラッグ(赤と白の格子模様の旗)など、あらゆる情報提供手段を駆使しての情報提供に努める。」
第5節 通信手段の確保 1 通信手段の確保	4-24	●1の前文において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、兵庫県は、フェニックス防災システムにより、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、衛星系の兵庫衛星通信ネットワークを備えていることから、これらによる通信を活用する。」

章・節	頁	修正点
第3章 発災時における防災対策の充実		
第7節 避難対策の実施 1 避難指示	4-72	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(2) 警戒区域の設定」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、市長等は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。」</u>
第7節 避難対策の実施 1 避難指示	4-73	<ul style="list-style-type: none"> ● 「(4) 津波災害における避難情報等発令の判断基準」を追加し、避難情報等の判断伝達マニュアルを踏まえて、以下のように記載した。 <u>津波に対しては一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。</u> <u>詳細については、「避難情報等の判断伝達マニュアル」を参照のこと。</u> (表は省略)

【第5編 大規模事故災害応急対策計画】

※第3編及び第4編との共通事項は除く

章・節	頁	修正点
第1章 基本方針		
■各機関の応急対策の概要	5-2~12	●県計画を踏まえて、各表を差し替えた。
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立		
第1節 赤穂市事故対策本部の設置 1 赤穂市事故対策本部の設置	5-14	●「(1) 設置・廃止基準」の「① 設置基準」において、職員防災行動初動マニュアルを踏まえて、以下のように修正した。 ア 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき イ 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
第6節 防災関係機関の応援等 3 他市町からの応援要請	5-45	●第3編及び第4編との整合を図るため、以下を追加した。 (3) 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣 本市は、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣する。
第3章 円滑な災害応急活動の展開		
第9節 海上火災・油流出等事故の応急対策 3 赤穂市の応急対策	5-97	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 ⑨ ボランティアの派遣・受入れ 本市は、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、ボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設する。また、インターネット等のパソコンネットワークによる情報提供についても配慮する。 (ボランティアの活動範囲) ・災害情報の収集、伝達 ・救援物資、資機材の配分、輸送 ・軽易な応急・復旧作業 ・災害ボランティアの受入事務 また、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、赤穂市社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。
第9節 海上火災・油流出等事故の応急対策	5-98	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 7 二次災害の防止対策 重油等が漂着した場合は、その性質・危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等を呼びかける。 8 住民生活等への対応 被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関

章・節	頁	修正点
		<p><u>等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。</u></p> <p><u>また、重油等危険物の漂着により発生した各種被害の復旧・補償問題等につき、相談窓口を設置するなどにより、関係者からの問合せに応じる。</u></p>

【第6編 災害復旧計画】

章・節	頁	修正点
第2章 市民の福祉及び生活の安定のための緊急措置に関する計画		
第1節 生活確保に関する計画 1 基本的な考え方	6-3	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努め、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。」
第1節 生活確保に関する計画 2 被災者の生活確保	6-6～8	●「(3) 災害援護資金等の貸付」の「③ 災害復興住宅融資」において、庁内意見を踏まえて、融資内容の時点修正を行った。 (表は省略)
第1節 生活確保に関する計画 2 被災者の生活確保	6-10	●「(5) 被災者生活再建支援金の支給」において、県計画を踏まえて、支給内容の時点修正を行った。 (表は省略)
第1節 生活確保に関する計画 2 被災者の生活確保	6-11～12	●「(7) 罹災証明書の発行」の「③ 証明の範囲」において、庁内意見、内閣府資料を踏まえて、以下のよう ア 住家 <ul style="list-style-type: none"> ・全壊（<u>損害割合 50%以上</u>） ・全焼 ・流失 ・大規模半壊（<u>損害割合 40%以上 50%未満</u>） ・中規模半壊（<u>損害割合 30%以上 40%未満</u>） ・半壊（<u>損害割合 20%以上 30%未満</u>） ・半焼 ・床上浸水 ・床下浸水 ・準半壊（<u>損害割合 10%以上 20%未満</u>） ・準半壊に至らない（一部損壊）（<u>損害割合 10%未満</u>） ・部分焼 ・浸水

【第7編 災害復興計画】

章・節	頁	修正点
第2章 災害復興本部の設置		
第2節 災害復興本部の組織・運営	7-2	●節の前文において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「 <u>なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。</u> 」
第3章 災害復興計画の策定		
第4節 分野別緊急復興計画の策定 1 生活復興	7-9	●「(2) 保健・医療・福祉サービスの充実」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「 <u>障がい者、高齢者等への家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策、こころのケア対策等を実施する。</u> 」
第4節 分野別緊急復興計画の策定 4 産業復興	7-11	●県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>(3) 産業配置と広域的連携</u> <u>新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等を実施する。</u>

【第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画】

章・節	頁	修正点
※内閣府「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例（令和7年7月）」の「地震防災対策推進計画（市町村分）」を踏まえて、章立てを以下のように変更した。		
第1章	総則	
第2章	赤穂市災害対策本部の設置等	
第3章	地震防災上緊急に整備すべき施設等	
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保	
第5章	地震発生時の応急対策等	
第6章	関係者との連携協力の確保	
第7章	南海トラフ地震臨時情報の発表	
第8章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	
第9章	地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	
第10章	防災訓練の実施	
第11章	地震防災上必要な教育及び広報	
章・節	頁	修正点
第1章 総 則		
第2節 基本的な考え方 1 計画の性格	8-2	<ul style="list-style-type: none"> ●「(1) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）」において、以下のように時点修正を行った。 「国は、<u>令和元年5月に中央防災会議を開催し、（一部省略）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を踏まえた計画となった。さらに、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける新たな被害想定と近年の情勢の変化等を踏まえ、令和7年3月に更新された。</u> また、消防庁は、令和元年7月、都道府県及び市町村に向けて、「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例」を示し、令和7年7月に更新された。」
第2節 基本的な考え方 2 その他留意事項	8-3	<ul style="list-style-type: none"> ●「(2) 計画的かつ早急な予防対策の推進」において、地震調査研究推進本部事務局の南海トラフの地震活動の長期評価の一部改訂（令和7年9月26日）を踏まえて、以下のように修正した。 「国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（算定基準日：令和7年1月1日）によれば、南海トラフ地震の発生確率は、10年以内に30%程度、30年以内に60～90%程度以上、50年以内に90%程度もしくはそれ以上と評価されており、計画的かつ早急な予防対策が必要である。」
第2節 基本的な考え方 第5節 重点施策	8-5	<ul style="list-style-type: none"> ●作成例を踏まえて第5節を追加し、市総合計画、庁内意見を踏まえて、以下を記載した。 <u>地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組む。</u> <u>このため、市民が安心して暮らせるように、自然災害から市民の生命と財産、生活を守るため、国・県と連携</u>

章・節	頁	修正点
		<p>して、<u>海岸・河川などの施設整備や密集市街地の狭隘道路の拡幅整備等の環境整備を図るとともに、住宅の耐震化を促進する。</u></p> <p>また、<u>市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を含めた防災体制の確立を図るため、ハザードマップ等を適時適切に見直し、マイ避難カードの作成、近年の災害事例を教訓とした防災意識の高揚、避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図り、市民が地域で取り組む実情に応じた防災づくりを支援する。</u></p> <p><u>主な取組みは以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>防災インフラの整備促進</u> ② <u>強靱な市街地の整備促進</u> ③ <u>治山・治水事業の推進</u> ④ <u>地域防災力の向上及び防災体制の充実</u>
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等		
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する整備	8-9	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>作成例を踏まえて「7 避難場所の整備に当たって留意すべき事項」を追加し、以下を記載した。</u> ① <u>レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関等の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u> ② <u>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u> ③ <u>耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。</u> ④ <u>災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。</u>
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保		
第2節 津波からの防護のための施設の整備等 1 津波防護施設の整備方針	8-10～11	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>「(1) 施設整備等の方針」において、県計画を踏まえて、以下のように修正・追加した。</u> ① <u>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、発生頻度の高い津波を防御するとともに、最大クラスの津波を想定し、その浸水被害の軽減を図るため、津波による被害のおそれのある地域において、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘(りっこう)等の遠隔監視(監視カメラ、開閉センサー等)の施設整備を推進する。</u> ⑤ <u>南海トラフ地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場適地(ホイスト地点を含む。)、港湾、漁港等の整備を行う。</u> ⑥ <u>津波警報等の市民等への迅速な伝達を行うため、回報無線等の充実・強化を行う。</u>
第4節 地域住民等の避難行動	8-12～13	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>作成例を踏まえて第4節を追加し、以下を記載した。</u> <u>本市は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難対策に取り組む。</u> <u>避難対象地域内の住民等は、平常時から避難場所や</u>

章・節	頁	修正点
		避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を確認しておき、津波襲来の際への対応に万全を期するよう努める。 避難方法については、第4編 第3章 第7節の2に準じる。 <u>(1) 市民等の避難行動等の検討に当たっての留意事項</u> <u>(2) 避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって留意すべき事項</u>
第5節 避難場所及び避難所の運営・安全確保	8-13	●作成例を踏まえて、以下を記載した。 本市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に努める。 避難所の開設・運営等については、第4編 第3章 第7節に準じる。
第6節 意識の普及・啓発	8-13	●作成例を踏まえて第6節を追加し、以下を記載した。 市民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知する。 日頃からの住民に対する啓発活動等の実施については、第2編 第9章 第1節の8に準じる。
第7節 消防機関等の活動 7 消防団の充実強化	8-16	●作成例を踏まえて7を追加し、以下を記載した。 消防団においては、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る。
第8節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係 2 電気事業者（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社）が行う措置	8-16	●作成例を踏まえて以下を追加した。 ④ 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、市が優先的に電力を必要として選定した重要施設の共有を図る。
第9節 交通対策 1 道路の対策	8-17	●作成例を踏まえて以下を追加した。 「なお、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知するとともに、必要に応じて、隣接する岡山県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。」
第10節 赤穂市が自ら管理又は運営する施設に関する対策 1 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置	8-20	●「(2) 個別事項」において、作成例を踏まえて以下を追加した。 ④ 社会福祉施設 社会福祉施設にあっては、重度障がい者や高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置を講じる。
第10節 赤穂市が自ら管理又は運営する施設に関する対策 3 地震発生時の緊急点検及び巡視	8-20	●作成例を踏まえて3を追加し、以下を記載した。 地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。 また、実施の際は、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

章・節	頁	修正点
第11節 迅速な救助	8-21	●作成例を踏まえて第11節を追加し、以下を記載した。 本市は、被災者の迅速な救助活動を実施するため、救急隊・救助隊の体制や消防団等との連携強化に努める。 <u>災害時における迅速な救急・救助活動の実施については、第4編 第3章 第5節に準じる。</u>
第6章 関係者との連携協力の確保		
第1節 資機材、人員等の 配備手配 4 受援体制の整備	8-27	●庁内意見を踏まえて、以下のように修正した。 「本市は、応急対応時から復旧・復興までを見据えた「 <u>赤穂市災害時受援計画</u> 」を策定し、大規模災害に備える。」
第2節 物資の備蓄・調達	8-27	●作成例を踏まえて以下を記載した。 被害想定を踏まえるとともに、多様なニーズに対して必要となる物資の備蓄及び調達に係る体制強化に努める。 物資の備蓄・調達については、第2編 第6章 第3節、第4編 第3章 第10節に準じる。
第3節 帰宅困難者への 対応	8-27	●作成例を踏まえて以下を記載した。 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業との協力による一斉徒歩帰宅の抑制を進める。 帰宅困難者対策は、第4編 第3章 第7節の8に準じる。
第8章 時間差発生等における円滑な避難の確保等		
第2節 南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒） が発表された場合における 災害応急対策に係る措置 1 南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震警戒）等 の伝達、災害対策本部等 の設置等	8-33	●作成例を踏まえて以下のように修正・追加した。 「市長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、 <u>市民及び関係機関に対し、情報を正確かつ広範に伝達するとともに、本部体制を執るため、「災害対策基本法」に基づき、直ちに『赤穂市災害対策本部』を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。</u> 」 「 <u>情報伝達の際は、多様な手段により、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意するとともに、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u> 」
第2節 南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒） が発表された場合における 災害応急対策に係る措置 2 南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震警戒）等 が発表された後の周知	8-33	●作成例を踏まえて以下を追加した。 「 <u>なお、周知に当たっては、具体的にとるべき行動を併せて示すこと、市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うこと、自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いること、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用することに留意する。</u> 」 <u>このほか、市民からの問合せに対応できるよう窓口を設置する等の整備を図る。</u> 」

章・節	頁	修正点
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	8-34	<ul style="list-style-type: none"> ●作成例を踏まえて以下を追加した。 <u>「なお、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を正確かつ迅速に行うこと等に留意する。」</u>
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等	8-40	<ul style="list-style-type: none"> ●「(1) 警戒体制の整備」において、作成例を踏まえて、以下のように修正・追加した。 <u>「気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、市民及び関係機関に対し、情報を正確かつ広範に伝達するとともに、警戒体制を執るため、災害警戒本部を市役所本庁舎3階303号会議室に設置する。」</u> <u>「情報伝達の際は、多様な手段により、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意するとともに、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。」</u>
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	8-41	<ul style="list-style-type: none"> ●作成例を踏まえて以下を追加した。 <u>「なお、周知に当たっては、具体的に取るべき行動を併せて示すこと、市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行う。」</u>
第10章 防災訓練の実施		
1 兵庫県・赤穂市・防災関係機関における防災訓練の実施	8-45	<ul style="list-style-type: none"> ●作成例、防災会議委員等意見を踏まえて、以下のように修正・追加した。 ⑤ <u>津波高や津波到達時間を想定に盛り込み、訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u> ⑥ <u>津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を市民に定着させるよう工夫する。</u> ⑦ <u>兵庫県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。</u> ⑧ <u>地域で避難訓練を実施する際には、地域住民が高齢者や障がい者、外国人等と一緒に避難を行うなど、要配慮者と連携した訓練に留意する。</u> ⑨ <u>要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u> ⑩ <u>想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。</u>

章・節	頁	修正点
		⑩ 防災訓練は、 <u>逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u>
第11章 地震防災上必要な教育及び広報		
1 市民に対する防災知識の普及	8-47	<p>●作成例を踏まえて以下のように修正した。</p> <p>「本市は、「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、第2編 第7章 第1節の2に準じて、市民に対する防災上必要な教育及び広報を実施するほか、<u>関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じ地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、市民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。</u></p> <p><u>なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。</u>」</p>
5 <u>教育・広報の実施に当たって留意すべき事項</u>	8-49	<p>●作成例を踏まえて5を追加し、以下を記載した。</p> <p>① <u>過去に災害が発生した年からの節目(周年)等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及・啓発に努める。</u></p> <p>② <u>地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ市民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u></p> <p>③ <u>要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p>④ <u>推進地域内外の市民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>⑤ <u>教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u></p> <p>⑥ <u>地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に市民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</u></p> <p>⑦ <u>現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</u></p>

章・節	頁	修正点
		<p>⑧ <u>南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意する。</u></p>